

久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査
の申立てに関する規則の一部を改正する規則

久喜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則（平成22年久喜市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立の小学校、中学校及び幼稚園」を「久喜市立学校」に改める。

第2条第2項第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。